

V 啓 発

1 第49回衆議院議員総選挙啓発事業実施要領

1 趣旨

第49回衆議院議員総選挙（以下「本選挙」という。）が明るく行われ、有権者が進んで投票に参加するよう広く有権者の政治意識の高揚に努めるとともに、投票期日等選挙に関し必要な事項の周知徹底を図ると同時に、きれいな選挙の実現を図る。

2 重点目標

(1) 投票率の向上

本選挙の選挙期日や期日前投票、不在者投票等の制度活用について広く県民への周知啓発活動を実施し、県民の選挙への関心を高め、投票率の向上を図る。

(2) きれいな選挙の推進

有権者が義理や情実にとらわれることなく、自由な意思に基づいて投票を行うよう呼びかけるとともに、候補者及び運動員においては、選挙のルールを守り、違反ポスターや買収・供応等のないきれいな選挙を推進するよう呼びかけ、その推進を図る。

(3) 若者の政治参加意識の高揚

若年層の投票率の低下傾向が懸念されることを踏まえ、若者に対する周知啓発活動を重点的に実施することにより、若者の政治参加意識の高揚を図る。

3 事業の進め方

(1) 県選挙管理委員会は、県明るい選挙推進協議会及び関係各団体と密接な連携をとり、この事業を全県的に展開するものとする。

(2) 市町村選挙管理委員会は、市町村明るい選挙推進協議会、関係各行政機関、地域自治会などの関係団体と密接な連携のもとに、この事業の推進を図るものとする。

(3) 新聞、テレビ等の報道機関と協力体制を確立し、選挙啓発については積極的に情報資料の提供を行い、県民の関心を高めるものとする。

4 事業の種類

(1) 県が行う事業

ア ポスター、リーフレット、懸垂幕等の掲示・配付による啓発

イ 新聞、県広報誌、テレビ、ラジオの広告及びバス、モノレールにおける広告による啓発

ウ インターネットによる啓発

エ 広報車による啓発

オ その他

(2) 市町村が行う啓発

ア ポスター、懸垂幕等の掲示による啓発

イ 広報車による啓発

ウ 有線放送設備の活用による啓発

エ 市町村が発行する広報誌の活用による啓発

オ その他

5 実施上の注意事項

この要領に基づき4の事業を実施する際には、選挙や政治に対する啓発事業としての品位を保ちつつ、かつ、事業の効果の面にも十分考慮し、公正中立を期するものとする。

2 第49回衆議院議員総選挙における啓発事業実績

キャッチフレーズ

誰かに任せな！任せていいのか、自分の未来を。

起用キャラクター

きじむな一めいすいくん（愛称：きじむん）

媒体名	事業概要	実施期間
ポスター	A2：4,500枚を県内の国・県関係機関、市町村、大学、専修学校、高校、企業、各種団体、マスコミ、スーパー等に配布。	10月19日～10月31日
チラシ	リーフレット30,600枚（市町村及び県内高等学校3年生へ配布）	10月19日～10月31日
新聞広告	公示日、投票日前日、投票日当日の3回×県内4紙に掲載	10月19日、30日、31日
ホームページ	特設サイトを開設	10月19日～10月31日
SNS	Facebook	10月19日～10月31日
インターネット動画広告	Youtubeにて実施	10月19日～10月31日
バナー広告	google, Yahoo! Japan, Facebook, Instagram, TikTok	10月19日～10月31日
アドネットワーク広告	広告配信ネットワーク(YDN, GDN)を活用したネットユーザーへの情報発信 ※広告内容は上記バナー広告と同じ	10月19日～10月31日
交通広告（車内・駅）	バス（車内上部ポスター209台）、モノレール（改札機ステッカー19駅分）	10月19日～10月31日
屋外広告	県内3カ所の街頭ビジョンにて下記テレビスポットCMを放映	10月19日～10月31日
テレビスポットCM	RBC、OTV、QABの3社 15秒 各15本（計45本）	10月19日～10月31日
ラジオスポットCM	RBCiRadio、ROK、FM沖縄、FM宮古、石垣コミュニティFMの5社 20秒 各59本（計295本）	10月19日～10月31日
広報誌		
雑誌広告		
点字広報	小選挙区選挙公報、比例代表選挙公報 各570部 小選挙区のお知らせ568部	10月19日～10月31日
モバイルメール広告		
ムービースポット		
文字放送		
横断幕・看板	懸垂幕及び横断幕計75本作成し、市町村及び県合同庁舎等に配布	10月19日～10月31日
広報車	投票を呼びかけるアナウンステープを作成し、市町村に配布	10月19日～10月31日
街頭啓発・イベント等		
若者向け啓発事例	若者向け啓発動画（PV）をYoutubeにて配信、当該動画を用いたダンス動画コンテスト	10月19日～10月31日
啓発資材	使い捨てマスク8,060枚（上記リーフレットと同封し、市町村へ配布）	10月19日～10月31日
その他（媒体名記載）	パブリシティ（インターネットメディア/SNSタイムライン）	10月19日～10月31日

大人たちに任せるな！篇

内容	画面	音楽
<p>静止画に少し動きを加え あとは、カメラワークで 動きを入れて動画作成。 そこにスーパーが歌詞に 合わせてタイポグラフィ 的に入ってきます。</p>		<p>♪</p> <p>無言のままでは伝わらない。 思いは伝わらない。 誰かに任せていいのか この思い。 変わらない 変えられない。 自分の未来を委ねていいのか? 大人たちに! 自分たちの未来なのに。</p> <p>つくっていかなきゃ変わらない。 何にも変わらない。 見えない未来に駆けてく 勇気を 持てるのか? 作れるか? 駆け出さないといけないと わかっているのだけど・・・ 自分たちの未来だから。</p> <p>教わったこと、聞いたこと、 間違いと習ったこと 知らないふりして生きていけない。 僕たちの思いは殺せない。</p> <p>信じた未来がいつかは くるのさ いま動き出せば!</p> <p>今こそ動き出せ 未来の自分のために</p> <p>何かした未来は 何もしない未来より きっと強い自分でいられるから。</p>
<p>ルールを守ってきれいな選挙!</p> <ul style="list-style-type: none"> 違法なポスターやのぼり等 事前運動 買収・供応接待 戸別訪問 氣勢を張る行為 		



誰かに任せるな!
任せていいのか
自分の未来を。

投票は18歳から

第49回 衆議院議員総選挙

第25回 最高裁判所裁判官国民審査

投票日 10月31日(日) ※ただし、竹富町は10月30日(土)です
あさ 7:00~
よる 8:00
(一部の投票所除く)

投票日に予定がある方や、新型コロナウイルス感染対策で投票所の混雑を避けたい方！

期日前投票 10月20日(水)▶30日(土)

※最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票の期間も衆議院議員総選挙と同じです。

●新型コロナウイルスに感染したときは、「特例郵便等投票」が利用できる場合があります。

公示日	期日前投票期間 (10/20~10/30)										投票日	
19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日



ルールを守ってきれいな選挙

選挙運動のためのポスターなどを道路や電柱に貼り付ける、違法なポスターやのぼり、買収・供応接待、戸別訪問、事前運動、氣勢を惹る行為などはすべて違法です。



『第49回衆議院議員総選挙』

オリジナルPVを公開中!



有権者の皆様につきましては、投票所におけるマスク着用、咳エチケットの徹底をお願い致します。

投票の際は投票所入場券を忘れずにお持ちください。

お問い合わせ先／沖縄県選挙管理委員会 または 市町村選挙管理委員会

沖縄県選挙管理委員会

検索

各種投票制度について

期日前投票制度

選挙当日、仕事やレジャー、冠婚葬祭の予定があり投票所に行けない方や、新型コロナウイルス感染対策で投票所の混雑を避けたい方は、前もって投票することができます。
(投票所入場券を持参してください。)

期日 公示日の翌日(10月20日)から
投票日の前日(10月30日)まで

【土曜・日曜も投票できます。】

時間 午前 8 時 30 分から午後 8 時まで
場所 各市町村の期日前投票所

※一部の投票所では投票時間に変更がありますので注意してください。



投票所入場券を忘れずに!

万一入場券を紛失した場合でも、投票所の係員に運転免許証などによる本人であることを確認してもらえば、投票することができます。

不在者投票

名簿登録地以外の市町村内に滞在していたり、病院などに入院している方は、名簿登録地以外(滞在地の選挙管理委員会、指定病院・施設等)で投票することができます。この場合、名簿登録地の市町村に対し、投票用紙の請求等の手続きが必要となりますので、早めに手続きをしてください。

代理投票

心身の故障などで字の書けない人は、係員に申し出て代理投票をすることができます。

郵便等投票

身体障害者手帳が戦傷病者手帳をお持ちの方で、法令で定める重度の障害がある方または介護保険の被保険者で、要介護5の認定を受けている方は、郵便等により自宅ですべての投票を行うことができます。なお、この投票をするには、郵便等投票証明書が必要です。また、投票用紙等の請求期限は、投票日の4日前(10月27日)までです。早めに手続きをしてください。

『第49回衆議院議員総選挙』
オリジナルPVを公開中!



新型コロナウイルスに感染等したときは

特例郵便等投票制度

新型コロナウイルスに感染し宿泊療養施設又は自宅で療養中の方や、県内に伴う一定期間の外出自粛中の方は、特例で郵便等による投票ができます。
投票用紙等の請求書の入手や、当該投票の対象となるかの相談などは、お早めに名簿登録地の市町村選挙管理委員会へお問合せください。

投票用紙等の請求期限

投票日の4日前(10月27日)17時までに
市町村選挙管理委員会へ請求書必着

※請求は公示日(10月19日)より前から可能です。



請求手続きの案内
(動画)はこちら→



投票手続きの案内
(動画)はこちら→



有権者の皆様につきましては、投票所におけるマスクの着用、咳エチケットの徹底をお願い致します。

選挙に関する情報は



検索

沖縄県選挙管理委員会

お問い合わせ先
または 市町村選挙管理委員会

誰かに任せな!
任せていいの?
自分の未来を。



第49回

衆議院議員総選挙

第25回 最高裁判所裁判官国民審査

※ただし、竹富町は
10月30日(土)です

投票日
10月31日

あさ 7:00~よる 8:00 (一部の投票所除く)

期日前投票 10月20日(水)▶30日(土)

知っておきたい、選挙の3つのこと

1 選挙運動のこと

選挙運動は、選挙運動期間内(立候補の届出の日から、投票日の前日まで)に限り、満18歳以上の者であれば、誰でも行うことができます。ただし、選挙運動については、公職選挙法等において様々な制限に関する規定が定められていますので、ルールを守って選挙運動を行うよう心がけてください。

このような行為は禁止されています ▶ 違法なポスターやのぼり等、事前運動、買収・供応接待、戸別訪問、氣勢を張る行為 等々

2 インターネット選挙運動のこと

SNSやブログなどの様々なインターネットツールを利用した選挙運動ができます

 有権者が、電子メールを利用して選挙運動すること	 18歳未満の方が選挙運動すること	 選挙運動用のホームページや電子メールを印刷・配布すること	 公示日前に選挙運動をすること
 候補者に関する噂の情報を公開すること	 氏名等を偽ってネットを利用すること	 悪質な誹謗・中傷をすること	 候補者のウェブサイトを改ざんすること

3 進学や就職で引越したら？引越先でやっておくこと

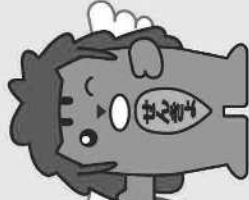
進学で投票するためには、選挙権を有しているだけでなく、選挙人名簿に登録されている必要があります。選挙人名簿への登録は住民票がある自治体で行われます。そのため、進学や就職で、実家を離れる場合には、引越先の自治体への転入届が必要となります。

※市町間で住所を移転してから、3か月に達しない方は、移転前の市町村の選挙人名簿に登録されていることを確認して、移転前の市町村で投票することになります。

投票は
18歳
から!

初めて選挙へ
行く方へ

平成15年11月1日以前に
生まれた方が対象となります。



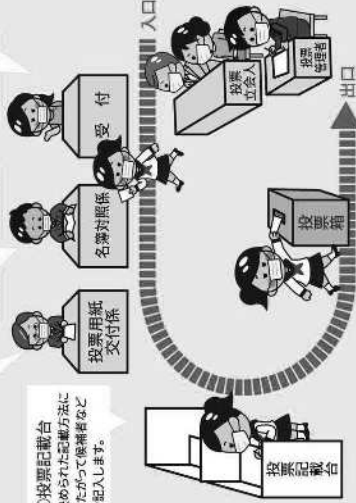
投票所入場券が
届いたら
投票日に投票所へ
行くだけ!

③投票用紙交付係
投票用紙をもらいます。

②名簿対照係
選挙人名簿に乗っている本人
かどうかの確認を受けます。

①受付
入場券を出して
受付します。

④投票記録台
決められた記載方法に
したがって候補者などを
記入します。



ルールを守ってきれいな選挙



- 違法なポスターやのぼり等
- 事前運動
- 買収・供応接待
- 戸別訪問
- 氣勢を張る行為

委員長談話

本日は、第49回衆議院議員総選挙の投票日です。

選挙は、私たち有権者が、投票を通して政治に参加し、その意思を直接反映させることのできる、貴重な機会です。

衆議院議員総選挙は今後の国の針路に大きな影響を及ぼす極めて重要な選挙です。有権者の皆様におかれましては、候補者や政党などの政見、政策等を十分見極められ、主権者としての自覚と誇りをもって、投票されることを切に希望します。特に、若い皆様方には、積極的に投票されることを大いに期待しております。

また、同時に最高裁判所裁判官国民審査も行われます。審査公報等により11名の裁判官の人物識見を見極められ、最高裁判所裁判官としての適否を示されますよう、あわせてお願いいたします。

なお、投票所における新型コロナウイルス感染症対策には万全を期しておりますが、有権者の皆様におかれましても、マスクの着用等、投票所における感染症対策へ御協力いただきますようお願いいたします。

令和3年10月31日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当山 尚幸